

事 務 連 絡
平成20年6月27日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）
補償課長補佐（業務担当）
職業病認定対策室長補佐

平成19年度石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表に関する作業、
既公表事業場の所在地情報の公表に関する作業及び死亡年統計に関
する作業について（その1）

本年6月12日には、平成17年度・18年度に労災認定等を行った事業場のうち、本年3月28日に公表対象としていなかった事業場について、所在地情報を付記した上で、公表したところであるが、平成19年度に労災認定等を行った事業場の名称等の情報については、本年10月末日を目処に公表する予定である。

また、平成17年及び本年3月28日に公表した事業場（以下「既公表事業場」という。）の所在地情報についても、追加して、公表することを予定している。

さらに、石綿による肺がん、中皮腫により死亡した労働者の死亡年の統計を作成する必要がある。

については、下記により確認等作業を実施されたい。

記

1 平成19年度石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表に関する作業

本年6月12日に公表した平成19年度の「石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況」（統計情報）を確定させる際、各局において精査した「統計確認リスト」の内容に基づいて本省が作成した「認定者別リスト」（エクセルファイル）を、電子メールにより別途送信するので、別添1の「石綿による疾病の「認定者別リスト」の入力・精査に係る作業実施要領について」により、作業を実施の上、本年7月8日（火）までに送信者あて、電子メールにより提出すること。

2 既公表事業場の所在地情報の公表に関する作業

「所在地情報確認リスト」を電子メールにより別途送信するので、別添2の「所在地情報確認要領」により、作業を実施の上、本年7月15日（火）までに送信者あて電子メールにて提出すること。

3 労災保険給付に係る死亡年別の統計に関する作業

平成17年度以降に遺族補償給付の支給決定を行った事案(石綿による肺がん及び中皮腫)について、遺族補償給付の請求年月日、支給決定年月日及び死亡年月日の確認並びに別途送付する「死亡年作業用リスト」へのデータ入力を別途指示することとしているので、死亡年月日を確認できる資料を収集する等の準備をしておくこと。

石綿による疾病の「認定者別リスト」の
入力・精査に係る作業実施要領について

1 作業目的

平成19年度に労災保険給付及び特別遺族給付金に係る支給決定を受けた者（以下「認定者」という。）について作成した「認定者別リスト」（以下「リスト」という。）の記載内容を精査・確定すること。

2 公表対象疾病

(1) 労災保険給付については、石綿による「肺がん」又は「中皮腫」を対象とする。

(注) じん肺に合併した肺がんは、対象とならないことに留意すること。

(2) 特別遺族給付金については、石綿による「肺がん」、「中皮腫」又は「石綿肺」を対象とする。

3 平成19年度公表対象事業場

平成19年度に労災認定等を受けたものとして公表対象となる事業場は、次の(1)又は(2)に該当するものである。

(1) 平成19年度に支給決定（療養、休業、遺族のうち、最も早い決定日のもの）を行ったもの。

(注) 平成18年度以前に療養の支給決定があるものは、平成19年度に遺族の支給決定を行っても、平成19年度の公表対象とはならない。

(2) 平成19年度に審査請求等により不支給決定の処分を取消し、「支給決定」を行ったもの。

4 認定者別リスト等

(1) 概要

送信する「リスト」は、平成19年度の石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況（統計情報）を確定する際、各局が精査した「統計確認リスト」（「労災法」及び「救済法」）から、上記3に該当する者を抽出し、作成したものである。

なお、リストは、エクセルファイルであり、以下の8枚のシート構成となっている。

① 認定者別リスト・・・認定者名及び支給決定時の事業場名等を一覧表としたも

の。

- ② A表・・・平成17年7月29日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第1表、第2表をまとめたもの。
- ③ B表・・・平成17年8月26日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第1-1表、第1-2表をまとめたもの。
- ④ C表・・・平成17年8月26日に公表した「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の第2-1表、第2-2表をまとめたもの。
- ⑤ D表・・・平成20年3月28日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（第1表）」
- ⑥ E表・・・平成20年3月28日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（第2表）」
- ⑦ F表・・・平成20年6月12日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（第1表）」
- ⑧ G表・・・平成20年6月12日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（第2表）」

平成19年度の公表対象となる認定者のリストへの計上漏れがないかを確認すること。
リストへの計上漏れがあった場合は、職業病認定対策室職業病認定業務第2係（以下「認定業務第2係」という。）まで速やかに電話連絡（内線5571、5572）をすること。

(2) 作業事項

作業事項は、大きく分けて以下の2点であり、後記5、6に基づき実施すること。

- ① リストの情報（最終ばく露作業当時の事業場名、事業場所在地等）を入力すること。
- ② 事業場ごとの累計件数を把握するため、リスト及びA～G表において、労災認定件数等の累計対象事業場をグループ化すること。

5 認定者別リストに対する作業

リストの各項目については、必ず調査復命書等に基づき、以下の要領により、内容を精査すること。

リストにおけるデータを訂正する場合は、訂正箇所を赤字で入力すること。また、リストを訂正する場合には、様式1（訂正一覧表）を記載の上、電子メールにて発信元あて（認定業務第2係あて）提出すること。

なお、リスト項目5、7～21及び30については、訂正一覧表の提出は必要ない。ただし、リストを本省に提出後、訂正する場合には、必ず訂正一覧表を提出すること（後記

9 (2) に留意のこと。)

(1) 支給決定時の事業場名【リスト項目6】

ア 最終ばく露事業場であることを復命書等で確認すること。なお、同欄に記載すべき事業場の名称が最終ばく露作業に従事した当時の名称から変更されている場合は、支給決定時における事業場名であること。

イ 事業場名が正式な名称となっているか確認すること。例えば、「(株)〇〇〇」と「〇〇〇(株)」、「〇〇車両」と「〇〇車輛」の違い、カタカナ表記の誤りがないかどうか確認すること。

ウ 工場名や支店名が付くか否か必ず確認し、それが正確に記載されているか確認すること。

エ 支給決定時において当該事業場が廃止されている場合であっても、企業として存在している場合は、事業場名を入力すること。

オ (6) にて後述する「特別加入」(一人親方及び特定作業従事者に限る。)に該当する場合には、「特別加入」と入力すること。あわせてリスト項目20に「2」を入力すること。

カ (7) にて後述する「事業場不明」に該当する場合には、「事業場不明」と入力すること。あわせてリスト項目21に「1」を入力すること。

(2) 最終ばく露作業当時の事業場名【リスト項目7】

認定者が最終ばく露作業に従事していた当時の事業場の名称を入力すること。「支給決定時の事業場名」(リスト項目6)と同一の場合は、「1」を入力すること。

リスト項目6において「特別加入」又は「事業場不明」と入力した場合は、「1」を入力すること。

(3) 労働保険番号【リスト項目8】

ア 平成19年度の労災認定分については、入力された労働保険番号が当該事業場の番号と一致するか、労働保険番号が14桁(枝番号がないときは末尾000番)で入力されているか確認すること。

イ 特別遺族給付金分については、復命書等により労働保険番号を確認の上、入力すること。

ウ 受付専用労働保険番号(基幹番号「149000」)のまま入力されているものについては、支給決定時の適正な労働保険番号を入力すること。

(4) 事業場所在地【リスト項目9】

原則として、支給決定時の事業場所在地を市・郡単位から正確に入力すること(詳細な番地等が不明な場合でも、確認できる範囲まで記載すること。)。事業場が廃止さ

れている場合は、事業場が廃止された当時の所在地とすること。監督署の管轄を越えて事業場が移転し、移転前の所在地を管轄する監督署において支給決定を行っている場合は、事業場の移転前の所在地とすること。

なお、適用徴収システムによる事業場検索により事業場所在地を確認する場合は、当該システムにおいて主な事務所の所在地が入力されていることから、管轄外の所在地である等、事業場の所在地でない場合もあるため、別途年度更新申請書等により適正な所在地を確認すること。

また、構内下請事業場として労働保険が成立している場合は、当該構内の所在地とすること。

記載例) ○○市△△区□□町123-4

○○郡△△町□□555

(5) 事業場公表の有無【リスト項目10~19】

リスト項目6及び7における事業場名と以前(平成17年7月及び8月、平成20年3月及び6月)公表した一覧表(A~G表)における事業場名等と突合し、既に公表されている事業場に該当する場合は、「◎」を入力し、一覧表(A~G表)の「参照用番号」も入力すること。

(注) 事業場名が同じであっても、別事業場の場合がある点に留意すること。

(注) 事業場名が同じであっても、管轄署が異なる場合は、別事業場として取り扱うので、既に公表したものとして取り扱わないこと。

なお、監督署の再編整理により管轄署が変更されたことにより、管轄署が異なる場合は、同一事業場として取り扱うこと。

(注) 事業場名が異なる場合であっても、単なる名称変更等により、既に公表した事業場に該当する場合がある点に留意すること。

(注) 既に公表されている事業場については、本欄における「参照用番号」に基づき、A~G表とリンクさせ、認定件数、石綿取扱期間等の情報を使用する予定なので、A~G表を全て閲覧の上、該当する「参照用番号」は全て漏れなく入力すること。

(6) 特別加入【リスト項目20】

認定者が特別加入者である場合には、以下の区分により、該当する数字を入力すること。

特別加入者の区分	入力する数字
中小事業主等	1
一人親方及び特定作業従事者	2
海外派遣者	3

(7) 事業場不明【リスト項目21】

最終ばく露事業場の判断において、以下ア～ウのいずれかに該当する場合は「1」を入力すること。

ア 労働者が死亡した後、遺族から労災請求された事案及び特別遺族給付金支給決定事案であって、最終ばく露事業場の情報が入手できず、特定できなかった場合。

イ 事業場が廃止された後、長期間経過後の発病のため、最終ばく露事業場が特定できなかった場合

ウ 建設現場等複数のばく露作業に従事していたため、長期間経過した時点においては、最終ばく露事業場の特定が困難であった場合

(注) 特別処理労働保険番号を振り出している事業場は「事業場不明」に該当する事業場もあるため、当該番号を振り出している理由等を精査すること。

なお、特別処理労働保険番号を振り出したものであっても、上記ア～ウに該当しないものは、事業場不明とせず、必要な作業を行うこと。

(注) 建設の事業において、最終ばく露事業場（元請事業場）が不明なため、被災労働者の所属事業場で支給決定を行っている場合には、特別処理労働保険番号を使用していたとしても、当該所属事業場は公表対象となることから、事業場不明とせず、必要な作業を行うこと。

(8) 認定件数【リスト項目23～29】

ア 支給決定した疾病名（労災については肺がん・中皮腫、特別遺族給付金については肺がん・中皮腫・石綿肺等）が入力されているか確認すること。「請求時」と「支給決定時」で疾病名が変更された場合については、「支給決定時」の疾病名とすること。

特に「じん肺合併症としての肺がん」を「石綿による肺がん」として誤って入力されていないか確認すること。

イ 労災認定分の「うち死亡」欄については、当初の支給決定時において、遺族補償給付（「未支給の保険給付」を含む。）として支給決定されたものについて「1」を入力すること。

なお、リストに既に「1」が入力しているものは「統計確認リスト」の情報により「うち死亡」と推定されるものを入力したものであるが、上記の観点から各局において、再度精査・確認を行うこと。

(注) 当初の支給決定時とは、先に療養・休業の請求があるも、その後、当該請求人の死亡により、遺族補償給付等により支給決定に至った事案を含む。したがって、同一年度内において、当初、療養・休業の支給決定を行った後に遺族補償給付等の決定を行っている事案は「死亡」として取り扱わない。

(9) 当該事業場での被災者の主たる石綿ばく露作業の状況【リスト項目30】

当該事業場における被災者のばく露作業の状況について、別紙1「石綿ばく露作業一覧表」のコード番号からいずれかを選択し、入力すること。

なお、同一者が複数のばく露作業に従事している場合は、主たるものを一つ入力すること。

6 累計対象のグループ化作業

平成20年6月12日に公表した「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」と同様に、今後は、各事業場における平成19年度までの認定件数等の累計値についても公表することを予定している。よって、認定者別リスト及びA～G表の各表について、累計対象とすべき事業場を以下の要領によりグループ化すること。なお、グループ化の際は、復命書、適用台帳、事業場のホームページ情報等に基づき、内容を精査した上、様式2（累計グループ一覧表（A～G表用））、様式3（累計グループ一覧表（認定者別リスト用））に記載すること。

ア 吸収・合併等により、現在、同一の事業場となっているものについては、同一の累計対象としてグループ化すること。

例) 事業場Aと事業場Bが吸収・合併等により事業場Cとなった場合、事業場AとBをグループ化する。

(注) 事業場名が同じであっても、所在地が異なるなどにより、別事業場となる場合があるので、グループ化する際に注意すること。

(注) 事業場名が同じであっても、管轄署が異なる場合は、同一グループとしないこと。

(注) 事業の承継等により、事業場名が変更されている場合でも、同一事業場に当たる場合はグループ化すること。

イ グループ化の判断が困難な場合には、様式4（グループ化保留一覧表）に記載の上、関係資料とともに電子メールにより、発信元（認定業務第2係）に提出すること。

例) 事業場が分社化、合併等を繰り返している場合、事業の承継等の判断がつかない場合等。

<A～G表の作業>

(1) 累計用グループ番号【リスト項目2】

同一の累計対象となる事業場に同一のグループ番号を付し、入力すること。グループとしての連番を1番から順に付すこと。グループとならない事業場（単独の事業

場)については、「300」を入力すること。

あわせて、様式2(累計グループ一覧表(A~G表用))に記載すること。

(注) グループ化はA~G表の各表ごとに行う点に留意すること(表間をまたいでグループ化するわけではない。)

例) A表の「〇〇(株)」とF表の「〇〇(株)」が同一事業場であっても、グループ化する必要はない。

グループがない場合(単独の場合)は、「300」を入力

参照用 番号	累計用 グループ 番号	局 番号	局名	署名	事業場名
1	300	○	A	a	株〇△電気
2	1	○	A	b	△〇工業(株)
3	1	○	A	b	△〇工業(株)
4	300	○	A	b	有××電工
5	2	○	A	b	△△ドッグ(株) (現 〇〇造船(株))
6	2	○	A	b	□□ドッグ(株) (現 〇〇造船(株))
7	2	○	A	b	〇〇造船(株)
8	2	○	A	b	◎◎ドッグ(株) (現 〇〇造船(株))
9	300	○	A	c	□×電気(株)

同一署管内において、同一事業場(〇〇〇(株))に該当する
としてグループ番号を入力

<「認定者別リスト」の作業>

(2) 累計用グループ番号【リスト項目1】

同一の累計対象となる事業場に同一のグループ番号を付し、入力すること。グループとしての連番を1番から順に付すこと。グループとならない事業場については、「300」を入力すること。

併せて、様式3(累計グループ一覧表(認定者別リスト用))に記載すること。

(注) グループ化はリストのみにおいて行う点に留意すること(A~G表との表間をまたいでグループ化するわけではない。)

例) リストの「〇〇株」とF表の「〇〇株」が同一事業場であっても、グループ化する必要はない。

7 注意事項

リストのエクセルの形式等を各局において変更しないこと（セルの結合、行、列等の挿入・削除等。）。

8 本省への提出

(1) 上記5の作業を実施後、次のア～エを本年7月8日（火）までに提出すること。

電子メールにあつては、本省の発信元あてメールにて返信すること（担当者個人のメールアドレスあてには返信しないこと。）。

ア 「認定者別リスト」

エクセルファイルを電子メールにて提出すること。

イ 様式1（認定者別リストの訂正一覧表）

訂正が0件であっても、その旨を記載し、電子メールにて提出すること。

ウ 様式2（累計グループ一覧表（A～G表用））

該当するものが0件であっても、その旨を記載し、電子メールにて提出すること。

エ 様式3（累計グループ一覧表（認定者別リスト用））

該当するものが0件であっても、その旨を記載し、電子メールにて提出すること。

オ 様式4（グループ化保留一覧表）

該当するものがある場合、電子メールにて提出すること。

9 本省照会先等

(1) 本作業に係る疑義照会については、認定業務第2係（担当 辻、大井、東川）まで電話（内線5571、5572）により行うこと。

(2) 本省へのリスト提出後にデータの訂正、削除、追加入力の必要が生じた場合には、認定業務第2係まで速やかに電話連絡（内線5571、5572）をすること。

10 今後の作業

本省においてリストから事業場単位で名寄せを行い、「事業場別リスト」を作成し、各局に送信する予定である（時期未定）。今後、局あてに照会を行う場合がある点に留意すること。

11 情報管理の徹底

今回、内容を精査・確認するリストについては、個別事業場に係る情報はもとより、情報の正確性を期するとともに作業の効率化を図るための情報も含まれているところであり、作業内容をも含め局における情報管理の徹底を図ること。

特に来庁者のある執務室においては、次のア～ウに留意すること。

ア 離席の際に作業中のリスト等を机上に放置することなく、所定の保管場所に保管すること。

イ コピー機やプリンターの周辺にリスト等を放置しないこと。

ウ パソコンによりリストの訂正作業を行う職員を特定し、電子媒体の保管場所も特定すること。

石綿ばく露作業一覧表

番号	石綿ばく露作業の状況
1	石綿鉱山に関わる作業
2-1	石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品の製造工程における作業
2-2	石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作業
2-3	ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造工程における作業
2-4	自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業
2-5	電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充塗料等の石綿を含有する製品の製造工程における作業
3	石綿や石綿含有岩綿等の吹き付け・貼り付け作業
4	石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業
5	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
6	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
7	船に乗り込んで行う作業（船員その他）
8	建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）
9	解体作業（建築物・構造物・石綿含有製品等）
10	港湾での荷役作業
11	発電所、変電所、その他電気設備での作業
12	鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業
13	耐熱（耐火）服や耐熱手袋等を使用する作業
14	自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
15	鉄道等の運行に関わる作業
16	ガラス製品製造に関わる作業
17	石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
18	清掃工場又は廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
19	電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
20	レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
21	吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業
22	エレベーター製造又は保守に関わる作業
23	ランドリー・クリーニングに関わる作業
24	ガスマスクの製造に関わる作業
25	上下水道に関わる作業
26	ゴム・タイヤの製造に関わる作業
27	道路建設、補修等に関わる作業
28	映画放送舞台に関わる作業
29	農薬、バーミキュライト等を扱う作業
30	酒類製造に関わる作業
31	消防に関わる作業
32	歯科技工に関わる作業
33	金庫の製造・解体に関わる作業
34	タルク等石綿含有物を使用する作業
35	その他の石綿に関連する作業
36	1～35の作業の周辺において間接的なばく露を受ける作業

認定者別リストの訂正一覧表

連番	労働者氏名	訂正項目の番号	訂正前の記載	訂正後の記載	訂正理由
3	〇〇〇〇	6	〇〇〇(株)	〇〇〇(株)△△工場	工場名を付し忘れたため

- 注1) 本票は、「認定者別リスト」について、訂正が生じた場合に記載すること。
 ただし、最終的に訂正件数が0件である場合にはその旨を記載し、提出すること。
- 注2) 訂正箇所1か所につき1行を使用すること。
- 注3) 「連番」については、「認定者連番」を記入すること。
- 注4) 「訂正項目の番号」については、リスト項目の項目番号を記入すること。

日付	
局名	
職氏名	

累計グループ一覧表 (A~G 表用)

表の種類	グループ番号	参照用番号1	事業場名1	参照用番号2	事業場名2	同一グループと判断した理由
A	1	3	〇〇〇(株)	4	△△△(株) (〇〇〇(株))	合併により、現在は〇〇〇(株)として同一事業場であるため。

注1) 本票は、既に公表した事業場一覧表 (A~G 表) について、累計を行うグループ対象を記載すること。

注2) グループとならない事業場 (グループ番号「300」) については、本一覧表に記載する必要はない。

ただし、最終的にグループ化する件数が0件である場合にはその旨を記載し、提出すること。

注2) 「表の種類」については、A~G 表のいずれかを記入すること。

注3) 「参照用番号1」については、「事業場名1」の参照用番号 (A~G 表における項目1の番号) を記入すること (「参照用番号2」についても同様。)

日付	
局名	
職氏名	

累計グループ一覧表（認定者別リスト用）

表の種類	グループ番号	認定者連番1	事業場名1	認定者連番2	事業場名2	同一グループと判断した理由
認定者	1	3～10	〇〇〇(株)	11	△△△(株) (〇〇〇(株))	単に、事業場名が〇〇〇(株)に変更されたものであり、同一事業場であるため。

注1) 本票は、「認定者別リスト」について、累計を行うグループ対象を記載すること。

注2) グループとならない事業場（グループ番号「300」）については、本一覧表に記載する必要はない。

ただし、最終的にグループ化する件数が0件である場合にはその旨を記載し、提出すること。

注3) 「表の種類」については、「認定者」と記入すること。

注4) 「認定者連番1」については、「事業場名1」の認定者連番（認定者別リストにおける項目2の番号。複数にまたがる場合には、その全て）を記入すること（「参照用番号2」についても同様。）。

日付	
局名	
職氏名	

グループ化保留一覧表

表の種類	事業場番号1	事業場名1	事業場番号2	事業場名2	グループ化の判断が困難とした理由
A	3	〇〇〇(株)	4	△△△(株) (〇〇〇(株))	□□□。

注1) 本票は、「認定者別リスト」及びA~G表について、グループ化の判断が困難な事業場群を記載すること。

注2) 「表の種類」については、「認定者別リスト」及びA~G表のいずれかを記入すること。

注3) 「参照用番号1」については、「事業場名1」の「認定者連番」又は参照用番号(A~G表における項目1の番号)を記入すること(「参照用番号2」についても同様。)

日付	
局名	
職氏名	

所在地情報確認要領

1 作業目的

平成 17 年及び平成 20 年 3 月に公表した事業場（以下「公表事業場」という。）の所在地情報を確認すること。

2 所在地情報

公表事業場の所在地情報は、次の(1)から(3)を除き、支給決定時の所在地とする。なお、構内下請事業場として労働保険が成立している場合は、当該構内の所在地とする。

- (1) 廃止事業場の場合は、廃止当時の所在地
- (2) 事業場が監督署の管轄を越えて移転した後、移転前の所在地を管轄する監督署において支給決定を行った場合は、当該移転前の所在地
- (3) 平成 16 年度以前の認定事案であって、支給決定時の所在地が不明である場合は、現在の所在地

3 所在地情報の確認

所在地情報の確認は、復命書のほか、ホームページ等各種資料により、可能な限り番地名まで確認すること。

なお、適用徴収システムによる事業場検索により事業場所在地を確認する場合は、当該システムには主な事務所の所在地が入力されていることから、公表事業場の所在地でない場合もあることに留意すること。

また、構内下請事業として労働保険が成立されている場合にあっては、当該構内の所在地とすること。

(1) 平成 17 年公表事業場

所在地情報（上記 2 による）を各種資料により確認し、「平成 17 年 7 月 29 日公表事業場一覧表」及び「平成 17 年 8 月 26 日公表事業場一覧表」の「支給決定時の事業場所在地」欄に所在地情報を記載すること。

事業場の所在地が不明である場合は、「不明」と記載すること。

(2) 平成 20 年 3 月公表事業場

「平成 20 年 3 月 28 日公表事業場一覧表」に記載されている支給決定時の所在地が、公表事業場の所在地情報（上記 2 による）であるか否か確認し、訂正を必要とする場合は朱書きで訂正すること。

事業場の所在地が不明である場合は、「不明」と記載すること。

4 本省照会先等

所在地情報の確認に係る疑義照会については、職業病認定対策室 職業病認定業務第 2 係（担当 辻、大井、東川）まで電話（内線 5571、5572）により行うこと。